

議案第 8 号

北本市職員の給与に関する条例及び北本市行政不服審査会条例の一部改正について

北本市職員の給与に関する条例及び北本市行政不服審査会条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員の給与に関する条例及び北本市行政不服審査会条例の一部を改正する条例

(北本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 北本市職員の給与に関する条例（昭和 2 8 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 6 級の項中「課長」を「室長、課長」に改め、同表 8 級の項中「、室長」を削る。

(北本市行政不服審査会条例の一部改正)

第 2 条 北本市行政不服審査会条例（平成 2 8 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「行政経営部行政経営課」を「政策推進部政策推進課」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。